

議案第 82 号

岩倉峡公園キャンプ場条例及び阿山ふるさとの森公園条例の一部改正について

岩倉峡公園キャンプ場条例及び阿山ふるさとの森公園条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

岩倉峡公園キャンプ場条例及び阿山ふるさとの森公園条例の一部を改正する条例
(岩倉峡公園キャンプ場条例の一部改正)

第1条 岩倉峡公園キャンプ場条例(平成16年伊賀市条例第213号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条関係)

施設等の名称	利用料金			
	平日		土・日曜日及び休日	
	小・中学生	大人	小・中学生	大人
キャンプ場 入場料				
デイキャンプ昼 (午前10時から 午後4時まで)	1人 220円	1人 420円	1人 270円	1人 520円
デイキャンプ夜 (午後4時30分 から午後9時ま	1人 220円	1人 420円	1人 270円	1人 520円

で)				
宿泊キャンプ	1人 320円	1人 640円	1人 370円	1人 740円
貸付用具				
テント利用料金	1張 320円		1張 520円	
生活炊事道具類	ダッチオーブン	320円		
	金網	110円		
	鉄板	110円		
	飯盒 <small>ごう</small>	110円		
	なべ	110円		
	やかん	110円		
	シュラフ	110円		
	毛布	110円		
	その他一式	別に定める。		
		※その他一式は、コップ・包丁・まな板・フォーク・スプーンなど。		
持込料				
テント（タープを含む。）	1張 1,050円		1張 1,570円	

(阿山ふるさとの森公園条例の一部改正)

第2条 阿山ふるさとの森公園条例（平成16年伊賀市条例第217号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

施設名	単位	使用料（円）	備考
ふるさとの森会館			
研修室	1時間	310	冷暖房使用 210円加算 開園時間外（午後5時から午後10時まで）の使用料は、5
創作室	1時間	310	
多目的集会室(1)	1時間	510	

多目的集会室(2)	1時間	510	割加算とする。(1時間に満たない場合は、1時間とする。)
多目的集会室(3)	1時間	510	
ロッジ棟 ログハウス	1棟 1回	10,490 7,340	1回20時間以内とする。 入場料は、1人1回大人(13歳以上)640円、子供(3歳以上12歳以下)320円とする。
野外活動施設			1回20時間以内とする。テントスペース及びデイキャンプの入場料は、1人1回大人(13歳以上)420円、子供(3歳以上12歳以下)220円とする。
野外ステージ	1回	20,370	
テントスペース	1回	2,140	

- ・ 使用料は、平日の使用料であり、土日祝日は、2割を加算する。
- ・ ロッジ棟、ログハウス及びテントスペースの7月、8月の平日使用料は、土日祝日の使用料と同額とする。
- ・ 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- ・ キャンプ用具等の貸出料金については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、施行日以後における岩倉峡公園キャンプ場の使用を許可された者及び阿山ふるさとの森公園の使用を承認された者から徴収する利用料金等の額は、第1条の規定による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の阿山ふるさとの森公園条例別表第2の規定の例によるものとする。